

随 想

「自己分析」と「ありのまま」

― 校長のアンケート調査から考えたこと ―

八 木 三 男

一、感銘を与えた校長たちの真摯な意見

昨年（〇六年）十一月に研究所は県下の小中学校校長、各自治体の教育長全員、七七三人を対象にした、改悪教育基本法案や全国学力テストなどについてのアンケート調査を行なった。記者会見は反響を呼び、地元の新聞や『赤旗』でも大きく報道された。かれらは改悪教基本案やテストに六割―七割が反対していた。

新潟県の小中学校管理職は全員が二つの旧師範閥（新潟、高田）を源流とする二大派閥と旧中等教員系派閥などによって事実上選任されているものである。というの、教員派閥は表向きは教育研修団体だが、実は強大な利権集団で、学校の人事をはじめ県や市町

村の教育委員会、社会教育の人事を一手に握っている全国的にも稀な集団である。研究所はその「派閥」研究で腐敗と利権の実態を明らかにして全国的に高い評価を得た。そんな研究所が校長に対するアンケート調査をするのであるから、多くの人々が成果を危ぶんだが、二割に近い一五一人からきわめて真摯な回答を得ておおかたの関係者を驚かせた。とくに教員派閥から排除され続けた教員、教員退職者たちは校長たちにとってこのような教育的良心があったのかと目を見張った。多くの人がその教育的良心を疑いの目で見てきたのである。関係者は校長たちの真摯な意見を知って感動した。二割はさらに東京大学がおこなった同種類のアンケート調査に比べても遜色のないものである。大方の評

価は、研究所が市民立研究所として二十年あまりにわたって地道に努力してきた社会的評価の表れであるということであった。

以下に、かれらが調査用紙の意見欄によせた文章のうちから代表的なものを、文章をそのまま記録しておく。

①「教育改革」と学校の主体性

「教育改革」という名の教育破壊がすすむ。国による諸政策がなんの検証もなく、現場の声を聞かれない、現場を見ない、子どもの顔を見ないですすめられている。先生方が子どもたちと向き合える条件を出来るだけ多く作り出すために、これ以上の『教育改革』はすすめるべきではない」

② 学校現場にゆとりがない

「いじめ防止には、現場にゆとりが必要、忙しく走り回る教師にはいじめは見えない。子どもたちへ目を向けられないようにしたことに問題がある。いじめ・不登校の問題が一層深刻になるのではないかと懸念する」

③ 父母の要求をどう受け止めるか

「持論や要求を一方的に押しつけてくる保護者への

対応。地域と保護者の目的を同じくすることの困難さ、教職員と家庭・保護者との信頼関係が難しくなってきた。教師の指導力不足、権利意識が強く責任感が薄い」

④ 教師の専門性（教育的力量）をどう高めるか

『身勝手』『傍若無人』を個性と捉える親・教師の存在。保護者・生徒に対して当然の指導が出来ない風潮がある。子どもと心の交流が築けず、関係者同士の信頼関係を構築できずにいる。全教科を担当する小学校の教師が教材研究する期間的余裕がない」

⑤ 研修団体（教員派閥）の活動は教育をゆがめる

「研修の名のもとで、祝日や休日に団体の教育を行っている。それが負担となり、公務に支障をきたしている。誰も取り上げて批判してくれないので、なかの組織が発展せず、ゆがみ続けている。教師もゆがむ」

以上のような校長や教育行政の責任者たちの真摯な意見を徴して、研究所が到達した結論は、現在進行中の競争原理を中心にした、自己責任を言い募る「教育改革」のなかで、現場の校長は教員として他の教員と同じように、あるいは管理者としていつそう苦悩を深

めており、一部の教員のなかにある校長の職能一般を否定するいわゆる「校長敵論」や、あるいはその教育的良心や資質を疑ってきた校長たちにたいする見方を克服して、新教育基本法のもとでますます教育が荒廃していくなかで、悪い校長は批判しながら、当然のことだが、校長らとともに学校を立て直していくにはどうするかを考えようではないかということになった。

さしあたって、前記のようにグループ分けした意見に対する研究所としての見解、回答をつくり、それを校長、教育長たちにフィードバックしたらどうか、それには現職の教員や研究者、親までふくめたプロジェクトチームを組み、いくらか長期的な展望をもって、いまの困難な教育状況に見合った研究所としての「新しい学校論」を展開する必要があるのではないかということになった。

二、学校、教員にとっていまなにが問題か

上記の区分けした校長の意見のうち、⑤の研修団体Ⅱ教員派閥に批判的な意見には驚きだが、この小論の主題ではないのでいまは措くとして、③の学校と親、地域との関係、「教師の指導力不足、権利意識が強く、

責任感が薄い」と④の教員の専門的力量の問題。「保護者・生徒に対して当然の指導が出来ない風潮がある。子どもと心の交流が築け」ない、は教員の教育的資質に関わる問題である。わたくしには一面的だと思われるが、しかし現場の校長としての偽らざる感想だろう。

これらの意見を受けて、われわれは劣悪な教育条件のなかで教材研究も子どもと接触する時間もなく、超多忙のなかで精一杯やっている、これ以上どうしようというのだ、また、教育政策、教育行政批判をすれば足りるとするようないわば「自己充足的な」観点だけでは、同僚としての校長たちの意見に対する回答にはならないだろう。同じ教育労働に携わる同僚の観点から、現在の教員社会、校長をふくめてというのが大事なところだが、教員の資質や力量を「負」の側面をふくめて「自己分析的に」「ありのままに」吟味して、父母や地域民も納得できるあるべき学校の姿を提起していくべきではないかということだ。それが地域と連帯・共同する「新しい学校論」である。

現在の日本の教育的矛盾の基本はいままでもないことだが、つぎのようなことである。旧教育基本法の精神を六〇年にわたって踏みにじりつづけ、ついに教育

基本法を国家主義的、競争主義的に改変するにいたった権力の教育政策にたいして、憲法や子どもへの権利条約などの精神にのっとった直接国民に責任を負う教育を目指して、平和と人権を重んじた人間的な教育を希求する国民との対抗関係である。そのたまたかの重要性は、校長たちの前記の意見①と②からも明らかである。また、それは、学校だけで充足するのではなく、不断に父母も地域民も結集して幅広く戦線を広げ、とりわけ学校における優れた教育実践の積みかさねなしには、展望をもち得ないものである。

それだけではない。新潟県でも顕著な現象になっているが、最近とくに教育労働運動をはじめ、教員の自主的な教育研究会や学習サークルが衰退しているのにひきかえて、市民社会的な成熟のなかで、父母、市民による不登校、いじめ、障害児問題など個別・具体的なテーマをもった市民的な教育運動がいきいきと活動をしている。彼らは運動のなかに専門家をとりこみ、教育的識見を高めながら、自由で独立した近代的市民として成長していくのである。それはひと昔の比ではなく、学校を厳しい眼でみている。

一方、新自由主義的競争社会、社会的格差の拡大に

よって、相対的にも絶対的にも貧困な家庭が広範化している現状では、富裕層も含めて学校に求める教育要求も従来にも増して多様化せざるを得ない。当然歪んだ要求もでる。学校にはそれらの要求に応えるだけの見識と経験が蓄積されなければならない。

そんななかで、校長の意見にあった③と④のような問題がでてくる。教員は父母や地域民を凌駕する専門的な教育的識見をもたなければならないし、少なくとも共同して問題に立ち向かうだけの教育的識見と力量がなければならない。

以上のことは当然のことで、いまさらいわずもがなという問題だろう。しかし、校長からそういう批判が出てくる現実がある以上、教員の資質、専門家としての教育的力量の再吟味や考察が必要だということになる。それが「自己分析的」という意味でなければならない。

わたくしがいいたいのは、以上のような一般的な状況においてだけのことではない。いままさに「新しい学校論」「自己分析」が必要だというのは、今国会で権力が成立に意欲をたぎらせている改正教育三法案①文科省が教育委員会を支配しようとする「地教行法

改正案」、②愛国心を教育目標に掲げ、学校を職制社会に変える「学校教育法改正案」③免許更新制を導入する「教員免許法改正案」があるからだ。とくに②の企業や行政のような賃金差別を前提にした細かい職階制（副校長、主幹、指導教諭）が学校に導入されたら、戦後六〇年、旧教基法のもとで営々と培ってきた教員の同僚性を基本にして相互に学びあい、助け合う学校文化は音をたてて崩れ去るだろう。そして、その影響は直接子どもたちにおよぶ。真正の学校や教員が本来もつていなければならない機能や資質を現況の正確な分析を通していま明らかにしておきたいのだ。

* * *

つぎは『教育情報』八九号の編集後記とともに掲載された「事務局から」の文章だが、この五月に刊行予定の『教育情報』九〇号の編集趣旨である。

▼さきの国会で、研究所が理念とする教育基本法が改悪されました。この「改正」教基法反対運動のなかで、新潟県が当面する教育問題について小中学校長および市町村教育長に対するアンケート調査を行いました。七七三通に及び、その約二割にあたる一五一通のきわめて真摯な回答を得ました。これは、研究所にとって

初めての経験でした。

▼次号は、特集のひとつとして「校長・各自治体教育長に対するアンケートから何を学ぶか」とともに「新教育基本法のもとで、これからの新潟県の学校教育をどのようにつくっていくべきか」を企画し、校長から寄せられた教育行政に対する批判や意見の背景や実態を明らかにしながら、いまの新しい状況に対応したいわば研究所としての「新しい学校論」をつくりだしていく出発点にしたいと考えています。

▼そして、もうひとつの特集は、教基法改悪後の教育は具体的にどのようなものになるのか、これからの教育運動はどうすればよいのか、それを全国的、世界的視野から探求することになると思います。

三、状況にあった「新しい学校論」を

以上のような研究所の方針・計画、『教育情報』の企画は、わたくしがアンケート調査の直後、改定教育基本法成立直前に書いて、所員会議（〇六年十二月十一日）に提示した次の文章を出発点にしている。書き流し風の雑駁な論旨の感想文にすぎないが参考のために全文を掲げよう。

「校長のアンケート調査と教基法の危機に思ふ」

このアンケート調査によって、これまで新潟県特有の教員派閥によって選任され、その教育的誠意を疑われてきた小中の校長たちの真摯な苦悩を知り、教基法が危殆に瀕しているとき、いろいろな感懐が浮かぶ。以下はほんの思いつきの流し書きに過ぎない。

① 教基法の改悪策謀は国民、とりわけ教員にも教基法の意味がほとんど理解されていなかった事態が、権力によって足を掬われた感がある。教基法改悪反対闘争が国民はおろか教員のなかにすら思いのほかに広がっていない。

② 戦後、学校や組合に教基法に反する国の政策に対抗するための運動や理論はあったが、自己分析的に、国民と共同して教育を創造していく力が格別になかったのではないか。この場合重要なのは、自己分析的にという自分を対象化してみる姿勢のことである。

③ とくに教員の間に、公教育の公の意味に無理解があり、公立も私立学校も公教育というように、その公が国民や人民を指すという理解がほとんどなく、一般大衆はむろん、教員も行政Ⅱ公が担当するくらいの意味

に理解していたのではないか。したがって、教育の「不当な支配」も、教員は自分たちに及ぶ圧力には敏感であつても、直接国民に及ぶという感覚が薄く、父母の学校に対する要望も、気にいらぬものは圧力としか感じなかった。生徒も父母も所与のものであつて、教員がその専門性を生かして、共同を土台に彼らを教育していかねばならない。たとえば、医者にとつて患者は所与のものであつて、患者を教育してから治療をはじめることではない。

④ 一般に教員はその専門性を自分の教科の範囲ぐらゐにきわめて狭く考えていたために、それには社会制度としての「学校」論も国際法も含む子どもの権利問題の法制度なども、子どもをとりまく社会環境全体の考察が含まれるとは考え及ばなかったのだと思ふ。かりに教育を教室のなかに限定してもそれは変わらない。

⑤ そのうえ、教員養成教育にも問題があつて、持続的な探究心の育成など、教員の生涯にとつて大事な資質の育成には欠陥があつたように思う。その教員教育の内容を知悉しているわけではないが、現実の教員のレベルを見聞きしての話だ。

⑥ したがって、教基法が改悪されようが、されまいが、

いまの強権的・競争主義的な教育の新しい状況に即して、憲法、教基法、子どもの権利条約をはじめとする国連の諸決定、先進国の例などをふまえ、一九五〇年代に勝田守一がやったような「学校論」があらためて必要なのではないか。すぐ「元氣が出るような」実用的なものも必要だろうが、それにもまして、市民社会的な成熟に対応した、思想性の高い、哲學的にも、人間学的にも質のよいものである。ほとんどの教師がその手のもので教育されたことがないから抵抗力がつかない。内容・形式・広報などとは思いつつて大衆的なものにしていく必要がある。教員組合運動がその手の学習活動の中心にならなければならないが、組合運動の再構築のために、さらに運動方針全体を市民的な検証を受けられるようにしていく。地裁などで画期的な判決がたまにでるのは、裁判官や弁護士など地道な法律実務家が現場で頑張っているから、政府の思惑が必ずしも貫徹しない。その原理は教育でも同じはず。権限は法律実務家に及ばないにしても、もっと幅広い専門性を身につけた「教育を司る」教育実務家＝教員がやはりこれからもカギをにぎるだろう。

*

*

*

わたくしが所員会議で問題提起するとき、体調を崩してからは、口頭では多少の不自由があるので、文書による場合が多いが、その時は所員から音読してもらう。ここで強調していたのは、「自己分析的に」ということと「新しい学校論」ということだった。自己分析といっても、上記のわたくしの文章全体からわかるように、新潟県の教員社会の分析を主眼点にしていたのである。それは、前述したように、これまでのような自己充足的な教員ではやっていけないからだ。いわずやいまいのような教育条理を踏みにじる教育政策に市民と協同して対抗してはいけない。

さらにつけ加えて、この際あるべき校長論も展開すべきではないかという提起もした。校長のもつべき経営的、教育的、文化的リーダーシップである。わたくしはつねづね校長さえしっかりしていれば、学校は相当よくなると考えていたのだ。ここで問題にしたいのは、校長と教員の個人的な関係のことではなく、学校という集団のなかでの教育条理に照らした校長の役割、資質のことである。しかし、いまの日本の校長の苦悩は深刻である。上記のようなリーダーシップを発揮する自主的な権能を事実上剥奪されて、教育行政によつ

て画一的に一元的に学校が支配されていることから起る苦悩である。職場の同僚の全面的な支えがなくては立ち行かない体のものだ。

主に一九六〇年代から八〇年代にかけて高校教員を経験したわたくしが出会った校長のなかには、優れた教育的識見をもってリーダーシップを発揮した人ばかりもいなかったが、それでもいいと思った校長とは、教師がみんなで真剣に討議した教育的提案を、自分でも吟味して受け入れ、積極的に実践する校長のことだった（高校には小中学校のような教員派閥はない）。

アメリカの校長は大学院ではじめから専門的な校長職の研修を修め、ヨーロッパの校長は一九七〇年代から、学校会議などを通して、父母や地域民から経営的、教育的力量を検証されてきた。日本の小・中学校長はどちらも未成熟のまま、しかし、長所でもある教員の長という性格が強い。

四、「自己分析的に」の再確認

以上のような「感想文」でわたくしが提起した論旨をうけて、前記のプロジェクトチームに研究所としての方針を提案することになった。〇六年の半ばころか

ら、企画などの重要な問題提起をしたあとは、月に一回くらいしか所員会議に参加していない。

わたくしが欠席した所員会議で、プロジェクト・チームに対する問題提起のうち、わたくしの「自己分析的に」について、いくつかの疑義がでたと事務局長から報告があった。その主要なものは「自己分析」を（自分が苦しかったことは余り触れてこなかったことを告白せよ）といったふうに個人的実践の分析に限定して考え、それによって起こるかもしれないプロジェクト・チームの研究方法上の困難についてであった。

わたくしが「教基法の危機に思う」感想文のなかの自己分析について言及した箇所です。「自分を対象化してみる姿勢」とだけいったのは不十分で、「自分や自分の属する社会集団」ともつと丁寧に提起すればよかったのかもしれない。「自己分析」という以上、当然基本的には個々人の問題が前提としてはあるが、しかし、いま問題にしているのは、主要には、提起した文章のまえもあとでもその全部で、分析すべき教員社会についていっているのであり、個人の実践上の問題と考えたのではなかった。

わたくしは次の会議で繰り返した。わたくしは自分

の属する社会集団＝教員社会の「負」の現状もよく分析すべきだといっているに過ぎない。いまなにが足りないのかを明らかにしたらといったはずだった。校長たちから現に教員の専門性や父母との関係を築く力量に対して疑義が表明されているのだから、その当否はともかく教員の側からの自己分析が避けられない。とくに、学校は集団を本質としており、子どもも教員もそのなかで育つ。教育労働の本質とはなにか、「自己分析」はその辺を対象化していくのがよいだろう。またそれを先進的な教員グループが反論すれば足りるものでもなく、学校をありのままに見つめなおすことだ。

*

*

*

最後になったが、そうはいっても「自己分析的に」自分自身を対象化して考察するという当たりまえのことが、運動団体や研究団体には、存外難しいことかもしれない。

昨年、研究所は民主教育研究所の『人間と教育』五〇号に、所員の共同執筆で二十年間の活動を総括する論考を掲載したが、そこでは自慢や誇張はやめ、事実をありのままに正確に叙述し、自分で想定したあるべき姿に似せて現実をなぞつたりしないということを極

力注意した。そのなかで研究上の弱点もいくつか指摘したのである。

研究所自体に研究機能があまりなく、臨時にプロジェクト研究チームをつくって成功したケースもあるが、大概は会員の研究成果をいわば蒐集してきたにすぎず、とりわけ子どもや若ものの実生活を具体的に分析して、実際の教育活動に資することや、財政上の問題もあったが、実地の調査活動などを最も苦手にしてきたのである。教員が教材研究や子どもと接触する時間を奪われ、教育行政が要求する煩瑣な報告や会議などで疲れていく状況、教員増員や研修要求などを具体的に明らかにすることをめと継続的にやるべきだった。

それは前述したように、教員の自主的な教育研究会やサークルが衰退して執筆者が極端に減っている状況を正確に反映しているといっても、研究所として最も肝心な研究テーマに腰がひけていたことにかわりはないのである。この種の問題を今後どうやって克服していくか、いかにして学校をありのままに見ていけるか、「自己分析的に」にはある意味で研究所の決意が込められているのである。